

## 第77回全国植樹祭公式Webサイト制作・運用業務仕様書

### 1 委託業務名

第77回全国植樹祭公式Webサイト制作・運用業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、公式Webサイトの開設は契約締結の日から概ね1カ月後とし、具体的な開設日については、発注者と受託者の協議により決定するものとする。

### 3 業務目的

全国植樹祭は、昭和25年以来毎年春季に（公社）国土緑化推進機構と開催都道府県の共催により開催されている国土緑化推進運動の中心的行事である。

令和9年春（2027年）に奈良県で第77回全国植樹祭（以下「大会」という。）を開催するにあたり、ユーザー視点で利用しやすいWebサイト（以下「サイト」という。）を制作・運用することにより、開催に向けた取組や各種募集を広く効果的に情報発信することを目的とする。

### 4 業務内容

（1）サイトの制作・運用に係る業務を行うこととする。

#### ア 基本方針

- ① 利用者が使いやすく、目的とするページに容易にたどり着ける構成であること。
- ② 大会の趣旨及び奈良県の魅力を訴求し、利用者の大会への興味・関心を高めるため、画像素材や用語等、デザインコンテンツの工夫をすること。
- ③ ユニバーサルデザインについて十分配慮したものとすること。

#### イ ページ構成等

- ① サイトの構築にあたっては、別記1「Webサイトの基本構成案」を目安とした上で、ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮した構成とすること。なお、利用者の利便性を向上させるため、基本構成案に定める以外のコンテンツの追加又は充実についても適宜検討すること。
- ② トップページは、利用者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすいデザインとすること。また、新着情報の掲載や関連するサイトのバナーを配置できるようにし、次の機能を設けること。
  - ・ サイト内検索機能
  - ・ 文字サイズ、文字色変更機能
  - ・ 音声読み上げ機能
  - ・ 第77回全国植樹祭開催日までの残り日数のカウントダウン
- ③ 写真その他のコンテンツ及びその利用に必要な権利は受託者において収集、処理することとし、これに係る費用は受託者の負担とする。なお、基本的なデータ等は発注者から提供する。

- ④ 制作にあたっては、先催県（岡山県、埼玉県、愛媛県）の大会の公式サイトを参考とすること。

#### ウ 利用者への配慮

- ① 特定のブラウザの固有機能に依存しないよう留意し、下記のブラウザの最新版に対応していること。
  - ・ Microsoft Edge
  - ・ Google Chrome
  - ・ Firefox
  - ・ Safariなお、上記ブラウザの最新バージョンがリリースされた場合、対応を行うこと。また、それ以前のバージョンであっても表示を可能とすること。
- ② PC、スマートフォン、タブレット等の閲覧に配慮したレスポンシブウェブデザインとすること。
- ③ 利用者が、どのページにアクセスしているのかが分かりやすいように、各ページには統一したデザインのグローバルナビゲーションやパンくずリストなどを表示させること。
- ④ 利用者がサイト画面を印刷する際、書式が崩れないように配慮すること。また、印刷に適したレイアウト表示とすること。
- ⑤ ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮すること（JIS X8341-3: 2016 のレベル AA に準拠するよう努めること）とし、国際標準もしくは業界標準に対応すること。

#### エ その他

- ① 制作するサイトの成果を分析するため、アクセス数等の指標を分析できるアクセス解析の機能に対応すること。
- ② SEO対策（検索エンジン最適化）を行うこと。
- ③ 暗号通信（SSL）に対応すること。
- ④ 他サイトからのリンクに対応するため、当サイトのバナーを制作すること。形式は横書きとし、標準サイズはハーフバナー（234px×60px）を基本として、適宜変更できるものとする。
- ⑤ 必要に応じ、公開後のページについて、軽微な修正（テキスト・画像微な修正）を行うこと。

## （2）サイト掲載システム構築及び運用保守

ア 最新情報など、早急に情報提供が必要な項目については、HTML等のサイト制作に関する詳しい知識を持たない職員（第77回全国植樹祭奈良県実行委員会事務局員等）であっても編集できるように、簡易なマニュアルで操作できるコンテンツの編集管理機能（CMS）を設けること。

イ データ入力の際に、ファイル（JPEG、GIF、PDF形式等）を添付してアップロードできること。また、ページの所定の位置からそれらのファイルが表示、ダウンロードできること。

ウ 作業手順等を記載したマニュアルを制作すること。また、必要に応じ、職員が行う更新作業のサポートを行うこと。

### (3) サーバーの確保及び運用保守

ア サイト運営に必要なサーバーを受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。

イ 確保するサーバーについては、次の基準を満たすこと。第三者のサーバーを利用（レンタル利用）する場合も、これに準ずること

- ① サーバーは国内に設置し、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
- ② 耐震、耐火、落雷、防水、停電対策および空調設備が整った建物に設置すること。
- ③ IC カードや指紋認証、監視カメラ等による入退室管理などセキュリティが確保されていること。
- ④ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得している又はそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
- ⑤ 外部からのサイトの破壊、改ざん、消去等を目的とした攻撃やウイルス対策等適切なセキュリティが提供されること。
- ⑥ サーバー内のファイルが改ざんされていないことを定期的に確認すること。
- ⑦ アクセスログの記録、解析ができることとし、取得したログは1年間以上保管すること。
- ⑧ サーバーのデータについては1日1回以上、自動的にバックアップを取得し、障害発生時には前日中のデータに復旧できる状態とすること。
- ⑨ 利用しているOS、ミドルウェア、アプリケーションについての最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ⑩ 大会期間中のアクセス集中に対応し、サーバー増強などの対策がとれること。
- ⑪ 以下の仕様を満たすこと。

項目	仕様
CPU/vCPU	10 コア 以上
メモリ	16GB 以上
ハードディスク	SSD 500GB 以上
対応 OS	・ Microsoft Windows Server ・ RedHat Enterprise Linux ・ CentOS 等 バージョンについては、契約時点で最新のものを導入すること。

ウ システムの運用時間は24時間365日を前提とすること。

エ 奈良県が管理するドメインで FQDN 設定を行うこと。（ドメインの管理費用は不要）

オ インターネット等の外部ネットワークに接続する機器においては、定期的に脆弱性をチェックするネットワーク診断を実施し、セキュリティの強度を確保すること。

カ 以下のセキュリティ対策のほか、IPAの「安全なウェブサイトの作り方」等で示されるセキュリティ対策を講じること。なお、暗号化通信（SSL）証明書の名義は発注者とし、費用は受注者が負担するものとする。

- ・クロスサイト・スクリプティング対策
- ・暗号化通信（SSL）に対応したシステム構築
- ・SQLインジェクション対策
- ・管理者ID、パスワード、IPアドレス等によるアクセス制限

キ 令和8年3月31日までのサーバー使用料及び運用保守費用も本業務に含むこと。

エ レンタルサーバー利用の場合においては、令和8年4月1日以降も継続的に運用できるようにすること。自社保有のサーバーを利用する場合においては、令和8年4月1日以降の本業務の継続業務の受託者との間で、データ等の移行に積極的に協力すること。

#### （4）サイト開設後の対応

ア 障害等に関する受付窓口を設け、連絡体制を書面で第77回全国植樹祭奈良県実行委員会（以下、実行委員会とする。）に提出すること。

イ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。

ウ 障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は、逐次速やかに実行委員会担当者へ連絡すること。

エ 障害等の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。

### 5 成果品

業務の完了後、完了報告書1部に下記の成果品を添付して納入すること。

ア サイト設計書：電子媒体2部

イ システム運用・操作マニュアル：紙媒体2部及び電子媒体2部

ウ サイトのデータ一式：電子媒体2部

なお、上記の電子媒体のメディアについては、事前に実行委員会と協議するものとする。

### 6 再委託について

原則として、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ本業務の作業を完全に履行するため関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先の概要およびその体制と責任者および管理方法等を記載した書面を実行委員会に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、本業務に伴う成果物については、受託者が最終責任を負うこととし、これが受託者と再委託先との契約によって担保されていること。

## 7 著作権

この契約により制作される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- ア 本契約の成果物に関する著作権は、著作権法第二十七条（翻訳兼、翻案権等）および第二十八条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に基づく権利も含めて、実行委員会に帰属するものとする。
- イ 前項の規程にかかわらず、成果物にこの契約前から受託者又は受託者から本件業務の一部を再委託された者（以下、受託者等という。）が著作権を有するもの（以下、受託者等著作物という。）及び汎用的な利用が可能なプログラムが含まれるときは、当該受託者等著作物の著作権は、受託者等に帰属するものとする。
- ウ 前項の規程にかかわらず、実行委員会は、本仕様書「2. 委託期間」に定めた納期後においても、受託者等著作物を自己使用の範囲内で自由に使用することができる。または、実行委員会は受託者等著作物について、著作権法第四十七条の三に基づき複製、翻案することができる。
- エ 実行委員会は、著作権法第二十条（同一性保持権）第二項第三号又は同項第四号に該当しない場合においても、受託者等著作物をその使用のために改編することができる。
- オ 受託者は、本契約の成果物について、著作権法第十七条第一項（原作者の権利）の規程による著作者人格権を行使しないものとする。ただし、事前に実行委員会と受託者で協議した場合はこの限りではない。
- カ 構成素材に含まれる第三者の著作権その他権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料を含むものとする。

## 8 その他

### （1）個人情報に関する取扱

- ア 本業務の履行及び制作された成果品における個人情報については、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

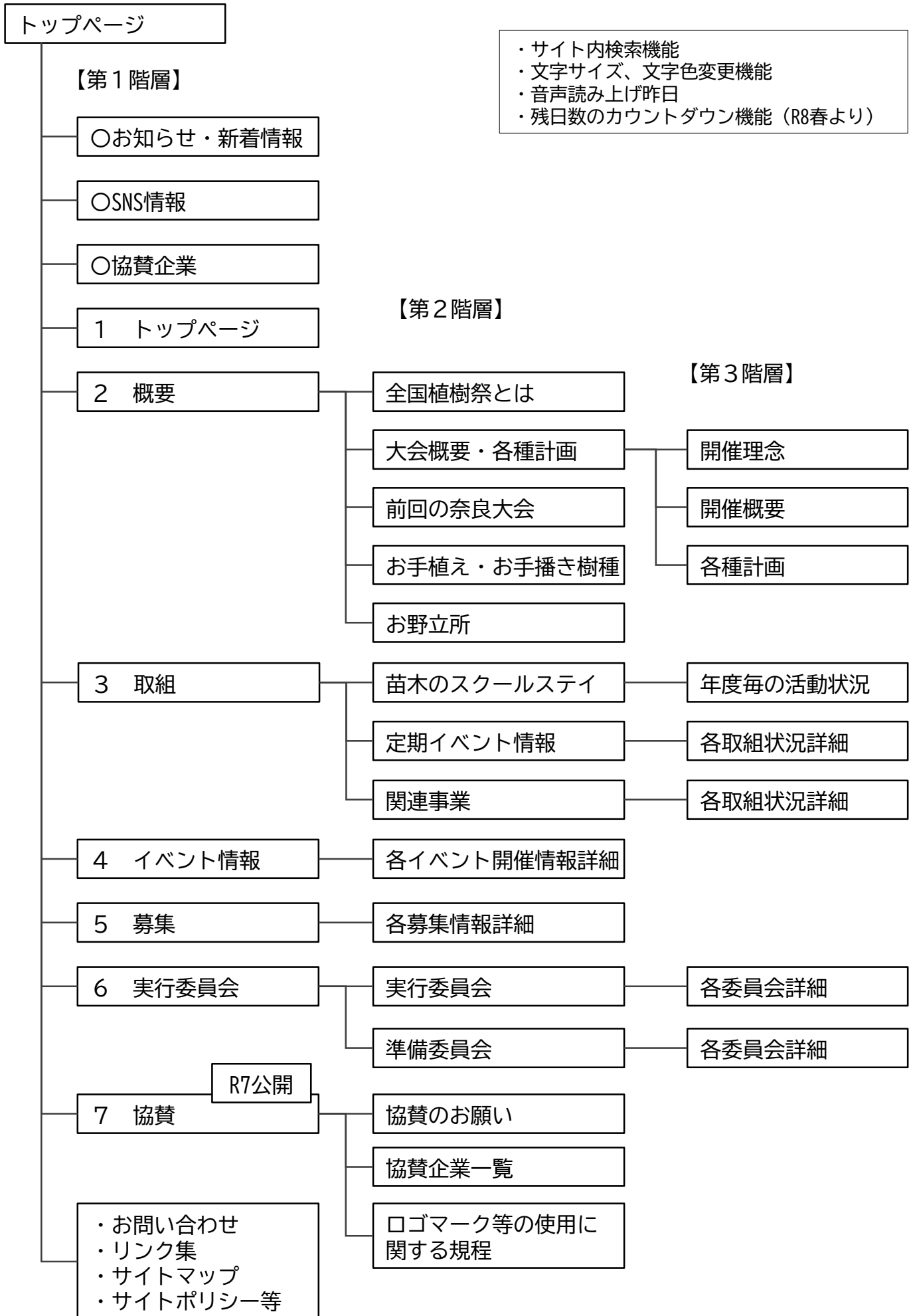
### （2）情報セキュリティに関する事項

- ア 受託者は、本業務を履行するにあたり、別紙2「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。
- イ 受託者は、実行委員会より貸与された資料及び本業務実施中に生じる全ての成果品を、実行委員会の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

### （3）奈良県公契約条例に関する事項

- ア 本業務は奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）に準じる契約とする。受託者は別紙3「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

# 第77回全国植樹祭公式Webサイトの基本構成案



## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

### 記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること (どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること (再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること) を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと



(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。